

「昭和55年税制（立体買換え創設）」

（所得税）

- 三大都市圏の既成市街地等内にある土地、建物等を譲渡し、その譲渡に係る土地等の上に建築された中高層の耐火共同住宅の全部又は一部を取得し、事業の用又は居住の用に供した場合において、譲渡による収入金額が買換え資産の取得価額以下の場合は譲渡がないものとし、収入金額が取得価額を超える場合はその超える金額分について譲渡があったものとして長期譲渡所得の課税の特例又は短期譲渡所得の課税の特例を適用する。譲渡資産と取得資産を交換した場合には、その交換の日において譲渡をし、取得したものとみなす。